栄養成分表示のためのサンプル分析支援について（平成30年度食肉製品成分表示義務化対応円滑化推進事業）

１　事業の背景・目的

（１）　平成２７年４月に施行された食品表示法に基づく栄養成分表示（①熱量（エネルギー）、②たんぱく質、③脂質、④炭水化物、⑤食塩相当量）については、５年間の経過期間ののち、平成３２年４月から完全実施となります。

（２）栄養成分表示は、原則として分析値を表示することとされていますが、この場合、保健所の収去検査において、表示値に対し一定の範囲（例：たんぱく質の場合±２０％）にないと違反となります。

（３）一方、表示された成分値に「合理的な根拠」があれば、「推定値」又は、「この表示値は目安です。」と表示した上で、栄養成分を表示することも可能となっており、この場合は、一定の範囲から外れていても違反とはならず、ただし、表示の根拠資料を保管し、保健所から根拠資料の提出を命じられた場合は提示する義務があります。

（４）この「合理的な根拠」の一つとして、サンプル分析による分析試験成績書が有効と考えられ、自社製品の栄養成分を分析した上で、この表示値はサンプル分析による推定値と表示することが可能となることから、栄養成分表示の義務化に円滑に対応できるよう、栄養成分の検査を希望される食肉製品製造企業の皆様に対し、（公社）日本食肉協議会の助成により、検査料の負担を軽減するものです。

２　事業の内容

　事業の内容は次のとおりです。

①事業対象者はサンプル分析を希望する食肉製品製造工場です。

②栄養成分検査項目は、水分、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分、ナトリウム（食塩相当量）、熱量です。

③対象となる試料は、ベーコン類、ハム類、ソーセージ類、焼豚、ローストビーフなどの食肉製品です（惣菜類は対象外です）

④試料数は、食肉製品製造工場１工場当たり３品目を上限とします。検査依頼希望を取り、参加工場数７０工場に達した場合は受付を終了します。

⑤平成３０年度の検査受付期限は、平成３１年２月末です。

⑥検査の助成額は、栄養成分の検査料金１６，７４０円（税込）の１／２相当額（８，３７０円）を限度とします。

⑦事業実施期間は、平成３０年度～３１年度の２か年です。（平成３１年度分は、３１年度に改めて募集します）

　栄養成分表示のために、自社製品のサンプル分析を希望される食肉製品製造企業の皆様のご利用をお待ちしております。不明な点や質問等がございましたら、食肉科学技術研究所総務部松永、柴田（電話０３－３４４４－１４０８、ＦＡＸ０３－３４４１－８２７３）までお願いします。